

大学放浪記（２）

伊藤信孝

マエジヨ大学客員教授・再生可能エネルギー学部

筆者がタイに来てから勤務先である大学を変わるの**は 3 回目**である。最初は在職時に切り開いたタイの**6 大学**との国際交流事業の中で、最も関係が深かったチェンマイ大学を皮切りに、コンケン大学、マエジヨ大学と移り住む事になった。最初の勤務先であり、受け入れ大学でもあるチェンマイ大学が最も滞在機関が長く**13 年余**におよぶ、受け入れ時の学部長の**2 期目 4 年間**と、その後を継いだ新学部長の**2 期 8 年間**を過ごすことが出来た。一般にタイの大学では雇用契約は基本的に**1 年**であり、その契約期間中の活動が評価され、更なる延長が可能かどうか判定される。毎年**3 部門**の評価項目に照らし合わせて、達成度が十分であるかどうか評価の結果となる。その**3 つ**の部門とは言うまでも無く教育、研究、社会貢献に関わる活動と言う事である。もちろん雇用する側の相手大学に、そのニーズと予算がなければ延長と言うことにはならない。予算があってもニーズが無ければ雇用されないのは当然である。**13 年**もの長期に亘り在籍させて頂いた事は極めて異例である。もちろん相互に馬が合うというか、相互信頼があつての決断であるが、運も手伝ってこのような結果になったことは幸運であった。学部長の**2 期 8 年**を境にコンケン大学に移り、**1 年間**でまたもやチェンマイのマエジヨ大学に移籍し、再就職の機会を頂いたことはこれまた有り難いことであり奇跡にも等しい。コンケン大学での生活については、前報にて記したが、本報では、タイの大学での「転職・再就職に関わる必要準備書類」を中心にその手続きなどを含めた経験を記す。学術会議や上級国民などと言われる方々からは程遠い**1 個人**の、しかも一般に知られることのない**1 地方大学**の日本の教員が遭遇した経験である。中には物好きにいくらかでも筆者のような道を探し、考えあぐねている人も居るかも知れない。いくらかでも参考になればと思い経験を記しておきたい。言うまでも無く大学によって、雇用条件、提出書類などに多少の差はあるが基本的には大体よく似ている。近年、大学のような高等機関で働く（雇用される）教員についてはタイ政府への提出書類が新たに必要となった。私学はどうか確証はないが少なくとも国立大学についてはこの種の書類の提出義務がでてたようである。いかに準備、提出すべき書類を掲げ、個々について説明を加える。

1. Passport

これについては説明の必要は無いが、残りの有効期限が**6 ヶ月**以上ないと国際学会や海外旅行にも出かけられない。有効期限が何時かを確認しておくこと。同時にビザの有効期限も忘れてはならない。

2. Educational qualification

雇用される大学での教育研究における内容に合致して居るか、教育に於ける対象学生のレベルに応じた資格を有しているか、問うことで専門分野、特に博士の学位取得証明書を取り寄せ準備しておく必要がある。最近では博士の学位のみならず、修士の修了証書（学位）、学部についても卒業証明書の提出が求められる様になったようである。これらは一部がタイ国政府への提出が義務化されたようである。いずれも和文と英文の 1 部の提出が必要。

3. Documentation of Professor position

この書類は何時教授に昇進したかを証明するもので、同じ教授であっても若くして教授になった人も居れば、定年を残して 5 年ほど前に昇進したと言う場合もある。そうした個人的な相違を知るための情報と確認と言われる。また教授にとどまらず、何時助教授になったか、あるいは助手として何時雇用されたか、なども証明する書類を提出せよという。対応のしようが無いので、大学に残る個人の人事記録（和文）を取り寄せ、それぞれのポストに昇進した部分を色づけし、英訳を付して提出した。

4. Academic work for the past 3 years

この書類は、過去 3 年間の学術活動、主として刊行された論文を全てリストアップするもので、特にインパクトファクターの高い学術誌が 3 編は必要である。最近ではオンラインでの投稿、受理、掲載となる場合が多いので日頃から論文数のみならず、投稿する学術誌についても予め熟知して準備しておく必要がある。

5. CV Thai language

いわゆる被雇用者の履歴書である。タイ語での用意は難しいので常に英文での最新のものを用意して提出できるようにしておく。タイ語への変換は大学の事務側で為ってくれる。

6. IDcard + House registration

パスポートが ID を兼ねるが、ここで言う ID とは今回応募する以前の機関での ID 等があればと言う意味である。さらにこれ以外に労働を目的としてタイに入国し雇用された時点でこのカードが発行される。いわゆる税金などの支払いをして居るかなど、詳細な個人情報が記載されている。雇用契約が成立すると報酬が支払われるので、そのための指定銀行で口座開設と同時にこのカードのコピーの提出が必要となる。

7. Work permit

被雇用側である大学が用意してくれる。書類一式を揃えて申請すると 1 日間の審査期間を経て不備がなければ許可が下りる。一般に免許証のような小冊子になって居て、それを持って移民局に行きビザの発給、または延長を申請する。

上記以外にも、教育に携わった総年数などを大学側から参考までに聞かれ、事務サイドで書類に記入したものを準備してくれる。またビザは国際学会などで頻りに海外に出る必要、あるいは予定がある事を考慮為て数次ビザを取得しておくが良い。4 回以上タイの国外

に出る場合は数次ビザの場合が安上がりの勘定になる。雇用契約に関しては、保険への加入や交通費、宿舎などがどのような扱いになるのかを確認しておく必要がある。日本での国民健康保険などは契約期間が3年などと成っており、加入しても1年間で転職するなどの事態が起きた場合、あるいは帰国するなどの事態がおきると保険の掛け損となるので、これまでは傷害保険などへの加入で済ませた。疾病などが無かったのが幸であったと言えればそれまでだが、保険を使う必要が無かったことは幸であった。大学によっては契約しても契約通りの報酬（給与）が契約通りに振り込まれていなかったりする事もある。いわゆる縦割り行政で、報酬は経理が担当だからわれわれは知らない、と言う。言わないとそのままの状態でも何時までも振り込まれないから、言わざるを得ないが言いにくい案件である。またスタッフ（職員）に言っても対応の権限に限度があるから何度も言うのをはばかる。腹を決めて「長」に言うと、やっと何とか話しが通る。あつてはならない事であるが、2度もその様な事が起きると相互信頼が消失し「確認はおろか、もうどうでも良い」気分させられる。言わなければ言わないで何故言わないのか、言うべきだとも言われるが、このような低次元の話しにはつきあっておられない。信用できないとなれば距離を置くのが自然の人間関係の対応である。そうなると益々距離は離れ、毎日の生活がおもしろくなくなる。筆者の場合、相手側から見せられれば見るが、殆どの場合契約書を出されれば詳細に見ずにサインをする、報酬を貰うのが目的でないから余り関心も無い。働く場所があるのならそれは有り難いと言う基本姿勢である。しかし契約前にいろいろ見せられるとそれも契約にないって居ると考えるのが一般の認識である。しかし上記をた保険などについて、金額が書かれているので当然含まれていると思っていたが、日本への一時帰国の際にはその都度日本の大学病院で検査をして貰うことになって居たが、コロナ禍で一時帰国が不可能になり、タイの大学の病院で検査を為してもらい、その結果を日本側に送り判断して貰う事になった。すると保険に加入して居るかどうかの問題になる。しばらくして人事部の係のスタッフが会いたいと言ってやってきて、保険のことであるが、適当な保険が見当たらないと言って帰って行った。結論がどうなったのか分からぬままに日が経過した。間接的にその情報が聞こえていったのかどうか分からぬが、傷害保険のカード証書が届いた。契約の相手は学部長であるから、スタッフが学部長の立ち会いもなく、話を為て、結論がどうなったかも分からぬままに放置されることも珍しくないから気を付けねばならない。幸にも傷害事件にも巻き込まれず、に済んだ事も幸運であった。金に執着する気は毛頭ないが、約束が守られないと信頼間がなくなり、逆に不信感が増す。一度無くした信用は容易に戻らない事に極めて無頓着である。繰り返しになるがこの種の話しはアカデミックな事項とは程遠く、それ以前の問題であることに失望を隠せない。もちろん日本の大学でも同じような事は経験してきた筆者にはそれほど珍しい話ではない。何時になればこのような状況が改善されるかは予測できない。残念である。かといって余計な事を言ってお払い箱になっても仕方が無いから、口は重くなる。